

やまぐち中小企業脱炭素化促進支援事業に係る脱炭素化セミナー等に関する 業務委託仕様書

1 委託業務名

脱炭素化セミナー実施及びマッチング支援に係る業務委託仕様書

2 目的

当財団では、カーボンニュートラルの流れを新たなビジネスチャンスと捉え、県内中小企業(受注企業)に向けて、カーボンニュートラルの動向を理解することで既存業務の見直しや新たな事業展開へつながるようにセミナー等を実施することで、県内中小企業の脱炭素化への取組を促進するとともに、県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展の実現を支援する。

3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和6年2月16日まで

4 委託金額

委託料の上限は3,300,000円(税込)とする。

5 委託業務の内容

- (1) セミナー参加企業(発注企業)の調査・選定、及び内容に関する委託者との協議
セミナーで講演及び自社ニーズを発信し、委託者が別で主催する商談会へ参加候補企業を調査・選定し、そのうえで委託者との協議を行ったうえで実施内容を決定することとする。
※参加企業は、3分野ないしは5社程度とする。(協議前には左記以上あるのが望ましい。)
※事前に県内中小企業(受注企業):参加候補企業群の情報提供を委託者より行う。
- (2) セミナーの企画・実施及び調整
 - (1)の内容に沿ってセミナー実施に向けた企画及び実施をする。
※セミナー参加企業(発注企業)とのすり合わせを密に行うこと。またセミナーで使う資料について、開催前々日までに委託者へ通知すること。
※県内中小企業(受注企業)の募集については、委託者で行う。
なお募集時に参加を希望する県内中小企業があれば事前に委託者へ共有すること。
セミナー実施時期は委託者と協議の上決定とするが、概ね9月~令和6年1月頃の間で実施すること。

6 セミナーの内容

実施セミナーについては、以下を考慮し企画すること。

- (1) 最低3回以上は実施すること。実施方法については特に問わないが、時間は各最低2時間以上1日未満とする。
 - 例1) 1社につき3回参加前提のセミナーを実施 ⇒①概論②分野別③詳細
 - 例2) 1分野1回のセミナーで計3回実施 ⇒①水素②ロボット③食品機械等
- (2) 会場選択及び予約、支払は全て委託に含まれる ※会場候補は、委託者にて提示可能。

(3) セミナーは、原則リアル開催とすること。

(4) セミナー参加企業（発注企業）を委託者が主催する商談会へ参加させること。

（セミナー自体を商談会と同日とし、自然に参加を促すなど手法は特に問わない）

<参考>セミナーの具体的な内容例

カーボンニュートラルをビジネスチャンスに感じてもらうべく、以下の構成で1社3回参加のセミナーを実施する。県内中小企業は、原則3回すべてに参加するものとする。

①受託者による脱炭素化のトレンド、脱炭素化へのニーズ発信：時期を分けて2回実施

②A社による脱炭素化に向けた業界での心構えや必要とする準備、受託者及びA社課長による自社のニーズ説明

③A社担当による自社製品の具体的ニーズ発信⇒商談会へ参加し県内企業とマッチング。商談会にはA社だけでなく、A社と類似業界であるB社、C社、D社、E社も参加する。

カーボンニュートラルをビジネスチャンスに感じてもらうべく、3分野のセミナーを実施する。県内中小企業（受注企業）は、興味のあるものに参加可とする。

①A社役員による水素関連製品のトレンド、A社課長による自社の脱炭素化へのニーズ発信

②B社部長による省力化ロボットのトレンド、B社主任による自社の脱炭素化へのニーズ発信

③C社部長による食品機械等のトレンド、C社課長による自社の脱炭素化へのニーズ発信

それぞれ別日に実施するが、A、B、C社ともに商談会へは参加する。

7 その他

(1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。

(2) 委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。

(3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。

(4) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) その他不明な点は、双方の協議により決定する。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう